

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和元年11月20日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900123号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900027号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成5年1月31日から同年2月26日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成5年1月31日から同年2月26日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年1月31日から同年4月1日まで

私は昭和59年4月から平成5年3月までA社のB店の事務員として勤務していたが、年金事務所で調べてもらったところ、同社の厚生年金保険の資格喪失年月日が平成5年1月31日となっていることがわかった。3月いっぱい同社に勤務していたと思うので、資格喪失年月日を平成5年4月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間のうち平成5年1月31日から同年2月25日までの期間においてA社に勤務していたことが確認できるところ、請求者に係るオンライン記録によると、請求者の同社における厚生年金保険の資格喪失年月日は、適用事業所名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(以下「当初全喪日」という。なお、当初全喪日については、総務省年金記録確認第三者委員会のあっせんを受け、現在は平成5年3月16日に変更されている。)と同日の平成5年1月31日とされていることが確認できる。

また、A社の閉鎖事項全部証明書によると、同社は平成14年12月3日商法第

406条ノ3第1項の規定により解散（平成14年12月3日登記）していることが確認できることから、同社は請求期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる上、オンライン記録によると、当初全喪日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者は請求者を含め22人確認できるが、当該22人のうち、同社における雇用保険の加入記録が確認できる20人全員が当初全喪日より後の平成5年2月25日又は同年3月15日に離職していることが確認でき、同社において当初全喪日後も複数の従業員が勤務していたものと判断できることから、当初全喪日に同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった合理的な理由が見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、上記22人全員が当初全喪日より後である平成5年3月8日に遡及して標準報酬月額が減額処理されたことが確認できる。

加えて、請求期間当時の元取締役及び複数の同僚は、A社は、平成4年から5年頃において経営状況が悪く、給料の遅配、従業員の解雇、支店閉鎖等があり、平成5年3月頃に解散した旨回答していることから、同社は厚生年金保険料の納付が滞る経営状況であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、A社における厚生年金保険の被保険者資格を平成5年1月31日に喪失したとする処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、請求者に係る雇用保険の加入記録における離職日の翌日である平成5年2月26日であると認められる。

また、平成5年1月の標準報酬月額については、オンライン記録で確認できる請求者に係る平成4年12月の標準報酬月額の記録から、24万円とすることが妥当である。

一方、請求期間のうち平成5年2月26日から同年4月1日までの期間について、請求者のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できず、同社は既に解散しており、請求期間当時代表取締役であった者は所在が確認できない上、所在が確認できた取締役2人は請求者に係る人事資料、賃金台帳等の資料を保有しておらず、請求者も給与明細書等の資料を保有していないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の平成5年2月26日から同年4月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち平成5年2月26日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900122号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900028号

第1 結論

請求期間①について、請求者の船舶所有者Aにおける船員保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の船舶所有者Aにおける船員保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の船舶所有者Bにおける船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和31年4月末頃から同年10月1日まで
② 昭和31年12月28日から昭和36年1月中頃まで
③ 昭和36年4月末頃から昭和37年1月中頃まで

私は、請求期間①及び②については、C市のA氏が所有する漁船のD丸に、請求期間③については、同市のB氏が所有する漁船のE丸に乗り組んでいたが、国の記録によると、請求期間①、②及び③が船員保険被保険者期間となっていない。各請求期間に係る船員手帳は破棄してしまったが、いずれの期間もFとしてG漁に従事していたので、請求期間①、②及び③の年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、船舶所有者名簿によると、船舶所有者Aは、昭和31年12月8日に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっていることが確認できる上、船舶所有者Aに係る船員保険被保険者名簿において確認できるA氏の住所へ照会文書を送付したものの返戻されたため、請求者の雇入期間及び船員保険の届出並びに請求者に係る船員保険料の納付及び船員保険料の控除を確認することができな

い。

また、請求者は、D丸では役職者の4人だけが船員保険に加入していた旨陳述しているものの、請求者が役職者として名前を挙げた2人を含め、船舶所有者Aに係る船員保険被保険者名簿において請求期間①及び②に船員保険に加入していた者は見当たらない上、当該被保険者名簿の被保険者証記号番号に欠番は無い。

さらに、請求者がD丸において、一緒に乗り組み、役職者であった者として名前を挙げた2人のうち1人は、オンライン記録によると既に死亡していることが確認でき、当該役職者と思われる残りの1人については、オンライン記録において確認できる住所へ照会文書を送付したものの返戻されたため、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態について確認できない。

加えて、請求者は、請求期間①及び②に係る船員手帳及び給与明細書を所持しておらず、請求者の請求期間①及び②に係る雇入期間及び船員保険料の控除を確認することができない。

請求期間③について、船舶所有者名簿、船舶所有者Bに係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録により、船舶所有者Bは、船舶所有者Bから船舶所有者H、その後船舶所有者Iに船舶所有者名が変更されたことが推認できることから、当該船舶所有者名簿及びオンライン記録において船員保険の適用船舶所有者であった期間は昭和30年3月22日から平成元年12月31日までの期間であることが確認できることから、船舶所有者Bは、請求期間③において船員保険の適用船舶所有者であったと認められる。

しかしながら、船員保険の適用船舶所有者でなくなった際の船舶所有者であるI氏は、B氏は祖父、H氏は父親であるが、両名とも既に死亡しており、請求者に係る資料は保管しておらず、請求者が船舶所有者Bに雇い入れられていたか並びに船舶所有者Bが請求者の請求期間③に係る届出、船員保険料の納付及び船員保険料の控除を行ったかは不明である旨回答及び陳述している。

また、船舶所有者Bに係る船員保険被保険者名簿において、請求者の名前は見当たらない上、当該被保険者名簿の被保険者証記号番号に欠番は無い。

さらに、船舶所有者Bに係る船員保険被保険者名簿において請求期間③に船員保険被保険者であり、所在が判明した者に照会を行ったものの回答を得ることができないことから、請求者の勤務実態について確認できない。

加えて、請求者は、請求期間③に係る船員手帳及び給与明細書を所持しておらず、請求者の請求期間③に係る雇入期間及び船員保険料の控除を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③における船員保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者

が船員保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを認めることはできない。